

要求書

- 一 昨日發表ノ揭示ハ全條ニ亘リ絶對ニ否認ス
- 一 臨時工及常備工ヲ問ハズ左ノ退職手當ヲ制定ヲ要求ス
  - 一 一ヶ年以上 十日分 一 二ヶ年以上 三十日分
  - 一 三ヶ年以上 六十日分 一 五ヶ年以上 百五十日分
  - 一 七ヶ年以上 二百四十日分 一 十ヶ年以上 三百六十日分
  - 一 十ヶ年以上ハ一ヶ年ヲ増減毎ニ三十日分ヲ加算スル事(但一日ハ八時間トス)
- 一 會社ノ都合ニ依リ解雇ノ場合ハ退職手當ノ三倍ヲ加算スル事<sup>支給</sup>
- 以上ノ項目ハ入職ト同時ニ資格ヲ有スル事
- 右ハ六月二十八日正午迄ニ回答スルコトヲ要求ス

以上

大正十二年六月二十七日

東京工場従業員一同

新瀨鐵工所 御中

條件により會見を申込まれたリ  
 進テ本件に關シ會社責任者の私宅を訪問せら  
 る、ことあるも一切面會を断りますから豫め申添へます

七月三十日

株式會社 新瀨鐵工所